

国際郵便約款新旧対照表

※下線部分は改正部分

現 行				改 正			
(外国宛て郵便物として差し出すことができないもの)				(外国宛て郵便物として差し出すことができないもの)			
第 1 0 条 この約款に定める条件を満たさないもの又は詐欺行為を意図して若しくは支払うべき料金を故意に支払うことなく差し出されるもののほか、次に掲げる物は、これを外国宛て郵便物として差し出すことはできません。				第 1 0 条 この約款に定める条件を満たさないもの又は詐欺行為を意図して若しくは支払うべき料金を故意に支払うことなく差し出されるもののほか、次に掲げる物は、これを外国宛て郵便物として差し出すことはできません。			
(1)～(6) (略)				(1)～(6) (略)			
(7) 次の爆発性又は発火性の物質及び放射性物質その他の危険物				(7) 次の爆発性又は発火性の物質及び放射性物質その他の危険物			
ア 当社が別に定める爆発性又は発火性の物質及び放射性物質その他の危険物 (第 1 0 3 条 (放射性物質)、第 1 0 4 条 (伝染性物質)) 、第 1 0 5 条 (リチウム単電池及びリチウム組電池) の規定に従って差し出されるもの及び船便扱いとするものであって、当社が別に定めるものを除きます。)				ア 当社が別に定める爆発性又は発火性の物質及び放射性物質その他の危険物 (第 1 0 5 条 (リチウム単電池及びリチウム組電池) の規定に従って差し出されるもの及び船便扱いとするものであって、当社が別に定めるものを除きます。)			
イ (略)				イ (略)			
(8)・(9) (略)				(8)・(9) (略)			
(通常郵便物の大きさ及び重量の制限)				(通常郵便物の大きさ及び重量の制限)			
第 1 6 条 通常郵便物の大きさ及び重量の制限は、次のとおりとします。				第 1 6 条 通常郵便物の大きさ及び重量の制限は、次のとおりとします。			
通常郵便物の 種 類	大 き さ		重 量	通常郵便物の 種 類	大 き さ		重 量
	最小限	最大限			最小限	最大限	
1 書状	(1) 巻物体のもの 長さ と直径の 2 倍の合計 <u>1 7 センチメートル</u> <u>長さ 1 0 センチメートル</u> (2) (1) に規定する形状以外のもの 長さ 1 4 センチメートル 幅 9 センチメートル (許容差は、(1)、(2) に規定するものそれぞれ 0. 2 センチメートル)	(略)	2 キログラム 以下	1 書状	(1) 巻物体のもの 長さ と直径の 2 倍の合計 <u>3 0. 4 センチメートル</u> <u>長さ 2 1 センチメートル</u> (2) (1) に規定する形状以外のもの 長さ 1 4 センチメートル 幅 9 センチメートル (許容差は、(1)、(2) に規定するものそれぞれ 0. 2 センチメートル)	(略)	2 キログラム 以下
2 (略)	(略)	(略)	(略)	2 (略)	(略)	(略)	(略)
3 (略)	(略)	(略)	(略)	3 (略)	(略)	(略)	(略)
4 (略)	(略)	(略)	(略)	4 (略)	(略)	(略)	(略)
5 小形包装物	<u>長さ 1 4. 8 センチメートル</u> <u>幅 1 0. 5 センチメートル</u> <u>(許容差は、それぞれ 0. 2 センチメートル)</u>	書状に同じ。	2 キログラム 以下	5 小形包装物	<u>(1) 巻物体のもの</u> <u>長さ と直径の 2 倍の合計</u> <u>3 0. 4 センチメートル</u> <u>長さ 2 1 センチメートル</u> <u>(2) (1) に規定する形状以外のもの</u> <u>長さ 1 4. 8 センチメートル</u> <u>幅 1 0. 5 センチメートル</u> <u>(許容差は、(1)、(2) に規定するものそれぞれ 0. 2 センチメートル)</u>	書状に同じ。	2 キログラム 以下

6	(略)	(略)	(略)	(略)		
(小包郵便物の大きさ及び重量の制限)						
第36条 小包郵便物の大きさ及び重量の制限は、次のとおりとします。						
大きさ			重量	(略)		
最小限		最大限				
1	巻物体のもの 長さ×直径の2倍の合計 17センチメートル 長さ 10センチメートル	次の(1)から(3)までの大きさのうち 名宛国で採用しているもの (1) 長さ 1.5メートル 長さ×長さ以外の方向に計った 横周との合計 3メートル (2) 長さ 1.05メートル 長さ×長さ以外の方向に計った 横周との合計 2メートル (3) 長さ 1.05メートル 長さ×長さ以外の方向に計った 横周との合計 1.8メートル 各国が採用している大きさについて は、第11条(国別の差出条件)に規 定する差出し条件によります。	(略)	(略)		
2	1に規定する形状以外のもの 長さ 14センチメートル 幅 9センチメートル (許容差は、1、2に規定するもの それぞれ0.2センチメートル)					
(書留の取扱い)						
第76条 書留は、郵便物の引受け及び配達を記録し、郵便業務の取扱中においてその郵便物を亡失し、盗取され又は損傷した場合には、第111条(損害賠償金額)第3項に規定する額を限度として賠償する取扱いです。						
2 書留の取扱いは、通常郵便物(船便扱いとするものを除きます。)について行います。						
3 書留とする郵便物を引き受けたときは、差出人に郵便物の受領証を交付します。						
4 書留郵便物を差し出すためには、当社が別に定める宛名の記載条件に従っていただきます。						
(書留郵便物の表示)						
第77条 書留とする郵便物を差し出そうとするときは、差出人は、郵便物の表面の適当な位置に当社が別に定める表示をするか、又は差出しの際に申し出ていただきます。						
2 (略)						
(調査請求)						
第89条 調査請求は、小包郵便物、書留郵便物、保険付郵便物又は国際特定記録郵便とする郵便物に不着、内容品亡失、損傷、遅延等が発生した場合に、郵便物の差出人又は受取人の請求により、郵便物の取扱いについて調査する取扱いです。						
(貴重品)						

6	(略)	(略)	(略)	(略)		
(小包郵便物の大きさ及び重量の制限)						
第36条 小包郵便物の大きさ及び重量の制限は、次のとおりとします。						
大きさ			重量	(略)		
最小限		最大限				
1	巻物体のもの 長さ×直径の2倍の合計 30.4センチメートル 長さ 21センチメートル	長さ1.5メートル、長さ×長さ以外の方向に計った横周との合計3メートル以下(名宛国が採用している大きさの最大限が長さ1.5メートル、長さ×長さ以外の方向に計った横周との合計3メートル未満である場合には、当該名宛国が採用している大きさの最大限によります。各国が採用している大きさの最大限については、第11条(国別の差出条件)に規定する差出条件によります。)	(略)	(略)		
2	1に規定する形状以外のもの 長さ 14センチメートル 幅 9センチメートル (許容差は、1、2に規定するもの それぞれ0.2センチメートル)					
(書留の取扱い)						
第76条 書留は、郵便物の引受け及び配達を記録し、郵便業務の取扱中においてその郵便物を亡失し、盗取され又は損傷した場合には、第111条(損害賠償金額)第3項に規定する額を限度として賠償する取扱いです。						
2 書留の取扱いは、通常郵便物(当社が別に定めるものに限ります。)について行います。						
3 書留とする通常郵便物を引き受けたときは、差出人に郵便物の受領証を交付します。						
4 書留郵便物を差し出すためには、当社が別に定める宛名の記載条件に従っていただきます。						
(書留郵便物の表示)						
第77条 書留とする通常郵便物を差し出そうとするときは、差出人は、郵便物の表面の適当な位置に当社が別に定める表示をするか、又は差出しの際に申し出ていただきます。						
2 (略)						
(調査請求)						
第89条 調査請求は、小包郵便物、書留郵便物、保険付郵便物又は国際特定記録郵便とする郵便物に不着、内容品亡失、損傷、遅延等が発生した場合に、郵便物の差出人又は受取人の請求により、郵便物の取扱いについて調査する取扱いです。 ただし、国際特定記録郵便とする郵便物については、当社が別に定める国を除きます。						
2 (略)						
(貴重品)						

第102条 硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人私有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品は、第11条（国別の差出条件）に規定する差出条件により、これらを封筒に納め封かんした書留とする通常郵便物又は保険付郵便物として差し出すことができます。

（放射性物質）

第103条 放射性物質を内容品とする外国宛て郵便物は、その内容品についてあらかじめ税関の検査を受けたものを、当社が別に定める条件に適合することを条件として、書留とする航空扱いの小形包装物として差し出す場合に限り送付することができます。この取扱いをしない国については、第11条（国別の差出条件）に規定する国別の差出条件によります。

（伝染性物質）

第104条 伝染性物質（当社が別に定めるものを除きます。以下同じとします。）を内容品とする外国宛て郵便物は、当社が別に定める手続によりあらかじめ当社の承認を受けた研究機関が、その内容品についてあらかじめ税関の検査を受けたものを、当社が別に定める条件に適合することを条件として、当社が別に定める郵便物として差し出す場合に限り送付することができます。この取扱いをしない国については、第11条（国別の差出条件）に規定する国別の差出条件によります。

2 前項の郵便物のうち家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）による検疫を受けなければならない物品を包有するものについては、前項の検査のほか、動物検疫所の検査を受けたものでなければ差し出すことはできません。

3 前2項に規定する郵便物には、その外部に差出研究機関の名称及び所在地を記載していただきます。

第102条 硬貨、銀行券、紙幣、各種の持参人私有価証券、旅行小切手、加工した又は加工していない白金、金又は銀、珠玉、宝石その他の貴重品は、第11条（国別の差出条件）に規定する差出条件により、これらを封筒に納め封かんした書留とする書状（金銭又は書類に該当する貴重品のみを包有するものに限ります。）又は保険付郵便物として差し出すことができます。

第103条 削除

第104条 削除

附 則（2025年5月23日 2025-秘日経企第0017号）

この改正規定は、2026年1月1日から実施します。